

悩める創造者たちの
考える!? インターネット



.....
Intellectual property rights
.....

第六回

技術革新の波紋

P2P を例に法制度の変化を見てみよう

宮下 佳之 (弁護士)

illust. : Ori Harumi

先月号の松倉先生の問いかけ

著作権やプライバシーの問題でも新しいインフラのために考え方を変えなければならぬ場面が多いと思いますが、法律そのものの改正や解釈の変更がどのように現れてきているのでしょうか？

技術革新とともに 噴出する著作権問題

インターネットの黎明期には、WWWのようなインタラクティブな公衆への送信行為を、各国間で微妙に異なる著作権法の枠組みの中でどのように整理するかが盛んに議論された。その結果、1996年12月20日に「著作権に関する世界知的所有権機関条約」が作成され、「公衆への伝達権（Right of Communication to the Public）」という概念が採用されることになった。この条約を受けて、日本では、1997年6月18日に著作権法が改正され、WWWのようなインタラクティブな公衆への配信を「自動公衆送信」と定義し、「自動公衆送信」をし得るようになる行為を「送信可能化」と定義して、著作権者と著作隣接権者である実演家とレコード製作者に「送信可能化権」という権利が認められることになった。

この法改正によって、インターネット上で著作物の利用に関するルールについては一応の整理がついたかのように思われていたが、実際にはその後のさらなる技術革新とともに次々と新たな問題が起きてくることになった。

P2Pによるファイル共有 システムの脅威

その1つの例が、ナップスター（Napster）に代表されるP2P技術によるファイル共有システムである。ナップスター社が提供するソフトウェアであるナップスターを利用すると、ナップスター社のインターネットサイト上で、登録された音楽データファイルの所在を検索できるようになり、ユーザーは、そのファイルを持っている他のユーザーの端末から、音楽データファイルを直接

ダウンロードできるようになる。ナップスターは、1999年以降、爆発的に普及し、音楽CDの販売に、壊滅的な打撃をもたらしかねない状況となった。そのためレコード会社各社は、1999年12月6日、著作権侵害を理由にナップスター社を提訴するにいたり、2000年1月7日には、音楽出版社なども同様に著作権侵害を理由にナップスター社を提訴した。

激しい法廷闘争と ナップスター判決

ナップスター社のサーバーには音楽データファイルは保存されていないから、ナップスター社自身が直接的に音楽データファイルを複製しているわけではない。ナップスター社は、インデックス機能を提供しているにすぎない。そうすると、権利者側はナップスター社ではなく、ナップスターを利用して音楽データファイルをコピーしている各ユーザーを訴えなければならないのだろうか。その場合、何百万人も各ユーザーごとに、各自がコピーした音楽データファイルを特定しなければならないのだろうか。そもそも、個人的に音楽を楽しむためにナップスターを利用しているにすぎない各ユーザーが、著作権侵害の責任を負うのだろうか。

激しい法廷闘争の末、2001年2月12日、米国の第9巡回区控訴裁判所は、これらの問題について、概ね次のように判断した。

各ユーザーの行為について

不特定多数の他のユーザーがファイルをダウンロードできるようにする行為は、個人的な目的とは言えないし、音楽CDを購入しなくても済むようにファイルをダウンロードする行為は営利目的による複製行為であって、各ユーザーの行為はフェアユースに該当せず、著作権侵害を構成する。

ナップスター社の行為について

各ユーザーのそのような著作権侵害行



photo:Tsushima Takao

intellectual property rights

為を知りながら奨励したナップスター社は、寄与侵害の責任を負う。

これを受けて、米国の北部カリフォルニア地区連邦地方裁判所は、2001年3月5日、ナップスター社に対して、原告らから指定された楽曲ファイルがナップスターのインデックスに含まれているかどうかを調査のうえ、原告らの権利を侵害するものと合理的に認識したファイルをインデックスから削除することを命じた。

まだまだ問題は 解決したわけじゃない

この判決によって、P2P技術を利用したファイル共有システムに関する法的な問題が解決したわけではない。ナップスター社は、音楽データファイル自体をサーバー上に保有していないものの、これらのファイルのインデックスを管理しているから、寄与侵害の責任を負うものと結論付けることができた。しかしインデックスを管理せずに、すべてを各ユーザーの端末上で分散処理するグヌーテラ (Gnurtella) 型のシステムの場合には、いったい誰が責任を負うことになるのか。グヌーテラを配布した者が、グヌーテラを利用した複製行為について寄与侵害の責任を負うものと考えてよいのだろうか。それとも、権利者は音楽コンテンツをダウンロードできるようにしている個別のユーザーに対して、権利を主張していく必要があるのだろうか。

さらに、やっかいな問題がある。それは、海外で運営されているファイル共有システムについてどう考えるかということである。現に、ナップスター社に対する訴訟が提起されてからは、類似のサービスを提供する事業者の多くは、海外に拠点を移しつつある。海外におけるファイル共有サービスの提供に対して、著作権者は、どのような対応がとれるのであろうか。

日本でも、P2P技術を利用したファイル共有システムに関する問題が顕在化してお

り、2001年11月28日には、「WinMX」というグヌーテラ型のソフトウェアを使って、ビジネスソフトや音楽ファイルの送信を可能にしていた者が逮捕されるにいたった。さらに、2002年1月29日には社団法人日本レコード協会の会員レコード会社19社と社団法人日本音楽著作権協会 (JASRAC) とが、ナップスター型のファイル交換システムを運営している有限会社日本エム・エム・オーに対して、著作権侵害を理由として、音楽CDから作成されたMP3ファイルの交換停止を求める仮処分を申請することとなった。日本でも、P2P技術を使ったファイル交換システムの適法性について、本格的に議論されることになる。

技術を生かした 望ましいインフラの姿とは

技術革新に伴ってコンテンツの利用が促進され、その付加価値が高まること自体は、権利者側としてもユーザーとしても歓迎すべきことだろう。しかし、利便性の向上のみを強調して無許諾で利用できる範囲をやみくもに拡大していった場合、創作活動に対するインセンティブを著しく害してクリエイティブな産業が壊滅的な打撃を受けることもあり得る。そのような社会を、多くの人は望んでいない。P2P技術をうまく使えば、権利者の権利を適切に保護しつつ、コンテンツの付加価値を高めることは、十分に可能である。そのためのインフラはどうあるべきか。望ましいインフラを作り上げるために、どのような法制度が望ましいのかについてこれから真剣に考えなければならぬ。

1つの解決方法として、P2P技術を使ってファイルが共有できるコンテンツをあらかじめ特定し、権利管理情報を埋め込んだうえで、ファイルを共有するような仕組みが考えられる。その場合、ナップスター社のような運営会社はユーザーから料金を徴収してこれを一定のルールに従って権利者に配分することになる。

また、ファイルが共有されるコンテンツを暗号化してクリアランス(認可)センターから復号するためのキーを買い取った者だけがキーによって特定された利用範囲で、これを利用できるようにするといった仕組みも考えられる。その場合には、利用者による利用履歴を記録することになるので、利用者のプライバシーに対する配慮も必要となるだろう。

Cookieと プライバシーの権利侵害

この関係で問題となるのは、インターネット上でしばしば利用されているCookieである。ユーザーの端末に記録されたCookie情報を参照することによって、ウェブサイトの運営者は利用者を識別してその利用履歴を調べることができるようになる。店舗内に防犯カメラを設置していても、あまり問題とされることはないだろう。来店者は通常防犯カメラの存在を知り得るし、防犯カメラの設置は合理的であるからである。しかし統計的なデータ収集の目的を超えて特定の利用者個人の利用履歴を収集するために、Cookieを利用する場合には、プライバシーの権利侵害が問題となるおそれもある。技術に奢らず技術をうまく生かす工夫が必要である。



photo:Nakamura Tohru (mermaid)

intellectual property rights

宮下 佳之 : 今回の執筆者
弁護士、ニューヨーク州弁護士。
国際取引や知的財産権にかかわる契約、紛争処理などを主に手がける。

松倉 秀実 : 前回担当
弁理士。ソフトウェア・インターネット技術の特許・商標問題を主な仕事とする。

寺本 振透 : 前々回の執筆担当
弁護士。ベンチャー企業向け金融と決済に関するセミナー、雑誌論文などが多い。

この3人の執筆陣によるインターネットマガジンの連載が1冊の本になっています。
『よくわからん!? インターネット時代の法律入門』(小社刊)



[インターネットマガジン バックナンバーアーカイブ] ご利用上の注意

このPDFファイルは、株式会社インプレスR&D(株式会社インプレスから分割)が1994年～2006年まで発行した月刊誌『インターネットマガジン』の誌面をPDF化し、「インターネットマガジン バックナンバーアーカイブ」として以下のウェブサイト「All-in-One INTERNET magazine 2.0」で公開しているものです。

<http://i.impressRD.jp/bn>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容(技術解説、URL、団体・企業名、商品名、価格、プレゼント募集、アンケートなど)は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者(執筆者、写真の撮影者、イラストの作成者、編集部など)が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は収録されていない場合があります。
- このファイルやその内容を改変したり、商用を目的として再利用することはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用する際は、出典として媒体名および月号、該当ページ番号、発行元(株式会社インプレス R&D)、コピーライトなどの情報をご明記ください。
- オリジナルの雑誌の発行時点では、株式会社インプレス R&D(当時は株式会社インプレス)と著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めましたが、すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接のおよび間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

このファイルに関するお問い合わせ先

株式会社インプレスR&D

All-in-One INTERNET magazine 編集部

im-info@impress.co.jp